

## 青森市長期優良住宅建築等計画認定等実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）において使用する用語の例による。

### (認定申請書の添付図書)

第3条 施行規則第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月法律第81号）第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添える場合は、第4号から第6号までの書類の添付は不要とする。

- 一 維持保全計画書（様式第1号）
- 二 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2の規定による行為の届出を必要とする場合にあっては、当該届出に関する適合通知書の写し
- 三 青森市景観条例（平成17年4月青森市条例第186号）第9条第1項及び第2項の規定による届出を要する行為の届出が必要である場合にあっては、青森市景観条例施行規則（平成17年4月青森市規則第148号）第7条の規定による届出を要する行為に係る適合の通知書の写し
- 四 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 五 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 六 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方

法に関する試験等の結果の証明書の写し

- 2 法 6 条第 2 項の規定（法 6 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出を行う場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、任意の構造計算適合性判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

（所管行政庁が不要と認める図書）

第 4 条 施行規則第 2 条第 3 項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとする。ことにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書とする。

- 一 第 3 条第 4 号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- 二 第 3 条第 5 号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（市長が定める図書）

第 5 条 青森市手数料条例別表の 4 許可等手数料の表三十六の三の三の項において市長が定める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しとする。

- 2 青森市手数料条例別表の 4 許可請等手数料の表三十六の三の四の項において市長が定める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又はその写しとする。

（認定申請の取り下げ）

第 6 条 法第 5 条の規定による認定の申請を行った者が、当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第 7 条 市長は、認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が、法第 6 条に規定する認定基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（認定長期優良住宅建築等計画の取りやめ）

第 8 条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画の建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ申出書（様式第 4 号）に認定通知書を添えて、市長に提出しなけれ

ばならない。

(完了の報告等)

第 9 条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第 10 条 市長は、法第 14 条第 1 項の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(様式第 6 号)により行うものとする。

(報告の徴収)

第 11 条 市長は、法第 12 条の規定により認定建築主に対し報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた認定建築主は、状況報告書(様式第 8 号)を市長に提出するものとする。

(助言及び指導)

第 12 条 法第 15 条の規定による助言及び指導は、指示書(様式第 9 号)により行うものとする。

(改善命令)

第 13 条 市長は法第 13 条の規定により認定建築主に対し改善命令をする場合は、改善命令書(様式第 10 号)により行うものとする。

(軽微な変更)

第 14 条 認定建築主は、施行規則第 7 条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第 11 号)に変更に係る図書を添えて、市長に提出するものとする。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画の認定等の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。